

2012年6月14日

市民オンブズマン わかやま

代表 阪本 康文

代表 松井 和夫

和歌山市十二番丁10番地

和歌山合同法律事務所内

TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

## 意見書

パブリック・コメントに付されている県情報公開条例の一部改正について、次のとおり意見を提出します。

当市民オンブズマンわかやまは、これまで、県の情報公開条例を積極的に活用し、県政の監視、是正、提言活動を行ってきました。また、当会が加盟する全国市民オンブズマン連絡会議では、1997年から毎年、情報公開度ランキングを公表しています。これは、開示文書の公開度、市民が知りたい情報が公開されているかなどを評価し順位付けしたものであるところ、これにより、全国の自治体の公開度が促進され、使いよい制度として促進されてきたことは周知の事実です。当会も県の情報公開度が使いよい制度に促進されることを願い、毎年の情報公開度ランキング調査に参加してきたところです。

ところで、今回、改正を検討されている県の方向は、事実上、情報公開を抑制する役割を果たす結果となり、県民の知る権利を阻害し、県が県民に負っている説明責任の後退が危惧されます。そこで、問題と思料する諸点について、次のとおり意見を述べ、県が県民に負っている説明責任の行使を損なうことのないよう求めます。

### 記

#### (1) 閲覧手数料について

県は、新たに閲覧手数料を県民に負担させ徴収しようとしています。県は、この制度の導入目的が、「膨大で適正でない請求を防ぐため」と説明されていま

す。しかし、制度的には、閲覧手数料の負担が、「適正でない請求」のみが徴収されることになることはなく、「適正な請求」にまで、手数料が課せられることになることは火を見るより明らかです。そうすると、これは、手数料を負担させることによって、情報公開請求を減少させ、抑制することを狙っているかあるいは、抑制する役割を担わせる結果になります。

しかし、県の情報公開条例は、「県が保有する情報は、県民の共有の財産であり、これを広く公開することは、公正で民主的な開かれた県政を推進するために不可欠である。このような認識に立ち、個人の正当な権利利益を侵害することがないよう個人に関する情報について最大限に保護しつつ、県民の「知る権利」を尊重し、県が保有する情報を広く県民に公開し、併せて、県の機関の有するその諸活動を県民に「説明する責務」が全うされるようにするため、県の情報公開制度の一層の充実を進め、もって地方自治の本旨にのっとり公正で民主的な開かれた県政を確立すべく、この条例を制定する。」（本件県条例附則）として本条例が定められています。このような県条例の基本理念からすれば、情報公開が、特定の請求人個人へのサービスではなく、県民に説明責任を果たすことが行政の責務であり、情報公開によって県政が透明化され、県民の県政への参画がすすめば、その恩恵はすべての県民に還元されるという認識に立って運用すべきです。このため、情報公開に要する経費は、本来的に、他の行政事務と同じく公費で賄われるべきであると考えらるべきであって、県民の情報公開請求が抑制されるような結果を招くことになる条例改正は、到底、許されるべきことではありません。

また、県は、新たな手数料を徴収することの参考資料として、国の情報公開法に開示実施手数料規定のあることを挙げておられます。このことからすれば、それを根拠に正当化していると見られます。しかし、同法は、情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものであることを第1条で明示し、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正するとして、開示実施手数料を原則廃止する改正案がすでに閣議決定され、同改正案が、現在、国会に上程されているという状況にあります。このような状況からすれば、国の情報公開法に規定のあることを理由に、閲覧手数料を新たに徴収することを正当化することの参考にも根拠にもなり得ないことはもとより、法の改正案に明らかに反する条例改正は行うべきではないと言うべきです。

上記以外にも県は、同様の参考資料として、他の府県の徴収している事例として、「東京都」と「香川県」を挙げておられます。しかし、都道府県レベルでいえば、「東京都」と「香川県」のみが同手数料を徴収しているものの残りの45道府県のみならず、政令市や中核市のレベルにおいては、一切、同手数料を徴収していない状況にあります。それも、それまで、閲覧手数料を徴収していた静岡県が、2001年に廃止したことから、「東京都」と「香川県」のみになったものであり、もともと同手数料を徴収する道府県は少数であった上に、それも減少してきたという経緯があります。このような状況からすれば、到底、閲覧手数料を新たに徴収することの参考にも根拠にもなり得ないと言ふべきです。

従って、閲覧手数料を県民に負担させることは、情報公開を抑制することに他ならず、県民の知る権利を阻害し県が県民に負っている説明責任を後退させることであって、県の情報公開制度の根幹を歪めることになることとんでもない改正と指摘せざるを得ず、そのような改正は机上にのせることさえ許されることのないものです。

## (2) 手数料徴収の減免措置

上記の閲覧手数料を新たに設けることから、同減免措置を設けることを検討されているようですが、上述したとおり、閲覧手数料は県民に負担させるべきではない、従って、当該減免措置を設ける必要性もないと言ふべきです。